

Title	自由民権運動に關する一考察(一)
Sub Title	On the movements for Liberalism and people's rights in Meiji Era
Author	昆野, 和七(Konno, Wahichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1950
Jtitle	史学 Vol.24, No.2/3 (1950. 10) ,p.178(310)- 225(357)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	福澤諭吉五十年忌記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19501000-0178

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由民權運動に關する一考察 (一)

昆野和七

序言

第一章 濡鷺期に於ける福澤諭吉

第一節 幕末に於ける福澤の政論

一 福澤と聯邦思想との問題

二 建白書に現はれたる福澤の改革論

イ 建白書の資料的意義と政治情勢

ロ 「長州再征に關する建白書」

ハ 外國勢力依存の説

ニ 京師と幕府とに對する福澤の立場

三 幕末に於ける福澤の議會思想

イ 大名同盟論に對する福澤の批判

ロ 建白書附屬文書「西洋事情稿本」

ハ 「西洋事情」版本の政治理想

(此の章未完)

序言

本稿は題して「自由民權運動に關する一考察」と謂う。明治初期自由民權運動に關する研究書は數多く出版されて居り、全般的研究に就いては既に定論のあるが如くである。自由民權運動に就いて今更、概括的考察を爲すことは無益なことである。本稿においては、民權運動と相關聯する個別的な政治問題と個別的な政治思想とに検討を加えながら、も

う一度民權運動の主流を眺めて見ようとするものである。民權運動に關する「考察」と謂うのは此の意味である。

通常、自由民權運動は明治七年、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助等によつて爲された「民選議院建白書」の提出からはじめるのであるが、民權運動の濫觴は遠く幕末に於ける會議論に萌芽を見出すのである。寧ろ萌芽というよりも幕末に於いて發達して來た民權的思想が明治政府樹立以後に於て更に一段の進展を示したにも拘らず、明治政府は中央集權的國家の基礎の建設が急務であつたため、一段の發展を示して來た民權思想に應じて直ちに憲法制定、議會設置とまでは行かなかつた。そこで憲法制定、議會設置の促進運動として自由民權運動が勃興したと解すべきである。しかば、自由民權運動が運動として政治問題化したのを明治七年の「民選議院建白書」に置くとすれば、それより以前はその濫觴期と見做すべきである。本稿に於ては先づ文久年間より明治七年に至る期間を民權運動の濫觴期として、その時期に於ける後の民權運動に關係ある若干の政治論と政治問題を取り扱うこととした。

個別的な問題を究明して民權運動の主流に及ぼす一の例として福澤諭吉について見る。福澤は「學問のすゝめ」に於て民權振張に有力な論陣を張つて、その活動振りは世人の仰ぎ見るところであつたが、民權論最盛期に於ては變節して民權運動の戰線から離脱したといふ批難があつた（明治十六年朝野新聞社説）。果して此の批難は正當であつたかどうか。福澤は之れに對して正面から抗議してはいるがどういふものであるか。此の問題を新たに解明しなければならない。福澤の斯る問題は彼の明治十五六年頃の論説だけでは説明は付かない。彼の初期の、特に幕末、王政維新に於ける政治論を究明してからなければならない。斯る意味で、本稿では先づ「濫觴期に於ける福澤諭吉」から始めることとした。その場合、福澤だけを論することは本稿の主旨でないこと勿論である。

第一章 濫觴期に於ける福澤諭吉

第一節 幕末に於ける福澤の政治論

一 福澤と聯邦思想との問題

福澤諭吉が「福翁自傳」(明治三十一年刊行)で王政維新の頃の懷古談をした中で、次ぎの一節がある。

文久二年歐行の船中で松木弘安と箕作秋坪と私と三人、色々日本の時勢論を論じて、其時私が「ドウだ、逆も幕府の一手持は六かしい、先づ諸大名を集めて獨逸聯邦のやうにしては如何」と云ふに、松木も箕作も「マアそんな事が穩かだらう」と云ふ。(富田正文校訂「福翁自傳」)

此の一節を最初に利用したのは故尾佐竹猛博士であつた。尾佐竹博士は「維新前後に於ける立憲思想」(大正十四年)の中で自傳で福澤が謂う「獨逸聯邦」という言葉をとりあげて福澤の幕府改革論が「普通の列藩會議といふよりも、聯邦的といふところに福澤の世界的知識を見るべきである」と断定して以來、諸書にも引用され、徳川時代に於て我國を聯邦組織にしようとする思想としての最も古いものとして知られていたものであるが、之れに就いて淺井清博士が考證を加えて、この回想録の記述の誤りを指摘している。

文久二年(西暦一千八百六十二年)にはまだ獨逸聯邦は出来て居ないのである。一千八百六十七年(慶應三年)に北

獨逸聯邦が出來て、千八百七十一年（明治四年）に南部四國を加入せしめて、獨逸聯邦即ち獨逸帝國が出來たのである。文久二年の時分は丁度獨逸同盟を組織して居つたのである。北獨逸聯邦以後は國法學上聯邦國（Bundesstaat）であり、獨逸同盟は國家聯合（Staatenbund）に過ぎない。前者は國法上の團體で後者は國際法上の團體である。前者のみが茲に謂う聯邦である。故に福澤先生はうつかり之を間違へて、明治卅年頃の獨逸を以て、文久二年頃の獨逸と同じものと考へて話されたか——然らばこの回顧談は誤つて居る——或ひは又獨逸同盟の意味で獨逸聯邦と言はれたか——然らば之は聯邦思想では無い——何れか一である。（淺井清著「明治維新と郡縣思想」昭和十四年）

淺井博士も同著で指摘してゐるようだ、「福翁自傳」は所謂回顧談であるから、史料としてそのまま論斷の根據とすることは出來ない。といふのは自傳は事件の當事者が作成した文献ではあるが、事件の時と場所とに於て作成されたものではないからである。自傳の記述の傍證となるべき他の史料——事件の時と場所とに於て作成されたもの——がある場合にはじめて回顧談が史料としての價値を生ずる。福翁自傳は明治三十年の秋から速記者に口述し、その速記に福澤が丁寧に加筆して草稿を作成し、明治三十一年の七月から時事新報に掲載されたものである。自傳の制作は文久二年から既に三十數年を経過して居り、しかも福澤が口述する場合、メモらしいメモも持たずに懷古談をしたのであるから、記憶に誤りなきを保證し難い、所々にちよつとした間違いはある。^(註)昨年はじめて世に出た「福翁自傳」の草稿をしらべて見ると、此の歐行中の談話の部分は福澤直筆であることが判つた。即ち「洋行船中の談話」という小見出しが付いて居り、丁度此の問題の一節は速記ではなく福澤自身の筆で書かれている。此の一節で福澤が「獨逸聯邦」といつたのは記述の誤りと断定して宜しいと思う。それならばどういふ書き違いかといえば、福澤が「明治卅年頃の獨逸を以て、文久二年

頃の獨逸と同じものと考へたか」というと、そうではないと思はれる根據がある。福澤が慶應二年に作成した文書に據ると、後ちに記すように、慶應二年の獨逸を「獨逸聯邦」とはいつて居らない。察するに彼は「獨逸同盟の意味で獨逸聯邦」とうつかり間違えたものと考えられるのである。文久、元治、慶應年間中の發表未發表の福澤資料中には、「獨逸聯邦」という成語は見當らない。又「獨逸同盟」と書いたものもない。しかし福澤が獨逸同盟を理解していたと判断される資料が唯一つある。それは慶應二年の「長州再征に關する建白書」である。^(註二)此の資料は久しく發表されずに慶應義塾圖書館に祕藏されていたものであるが、此の建白書の中で福澤は獨逸同盟のことを「日耳曼列國」と記している。慶應年間に横濱で發行されていた英字新聞 (Japan Express) は歐米各國の記事を載せてゐるが、その記事の中には獨逸同盟のことを報じたのがあり、ジャパン・エキスプレスを譯した日本新聞では「日耳曼議政の會」とか「北日耳曼同盟國」、「南日耳曼同盟」という風に譯したものがある。福澤にも此の新聞の譯稿があり、當時の各國の政治制度はよく理解していた筈であるから自傳ではうつかり間違えて書き誤つたと解せられるのである。福澤の此の建白書より前に獨逸同盟のことが見える文献では渡邊華山の「駄舌或問」がある。天保九年（一八三八年）華山が和蘭訖甲比丹イマンに對して獨逸の政治組織を尋ねたその答に「獨逸同盟三十八國」というのがある。又福澤の建白書と同年同月のもので獨逸同盟のことを云つているものでは「續再夢紀事」に收められている文書がある。福井藩の長崎留學生八木八十八が松平春嶽に上つた報告書の中に、「天空子」なる人物が「米々賢契」（八木八十八）宛に答えた文書の中で「日本今日之形勢獨乙列國之例を以て西洋諸國と盟約を結び」云々というのである。此の場合は獨逸の政治組織を天空子は「獨乙列國」といつてゐる。福澤の「日耳曼列國」と同意義である。そこで福澤が文久二年（一八六一年）歐行の船中で松木箕

作と日本の時勢論をやつたことは間違いない事實としても、そのときは彼れは獨逸の政治組織を「日耳曼列國」或は「獨乙列國」という風に話した合つたのではなかろうかと想像されるのである。

以上所記によつて「福翁自傳」の一節を書き換えると「逆も幕府の一手持は六つかしい、先づ諸大名を集めて日耳曼列國（獨逸同盟）のやうにしては如何」となるのであろう。そうすればこれは聯邦思想ではない。幕府の獨裁は困難となつたから、各獨立の諸侯を集めて會議制で行こうという幕府を主體とする諸侯同盟の政治論である。幕末の會議論にはいろいろあるが、どの種類に入るかといふと徳川幕府の維持策としての會議論と斷定して誤りはなかろう。後にも述べるように文久・慶應年間に於ては福澤諭吉には聯邦思想はないのである。

註一 「福翁自傳」には大別して四種の版本がある。時事新報社版、岩波文庫版（富田正文校訂）、森下書房版（昆野和七校訂）及び慶應通信教育圖書株式會社のコレスポンデンスライブリーブ版（富田正文校訂解題）である。第四のコレスポンデンスライブリーブ版は福翁自傳の草稿及覺書等の新資料が福澤家から出たのでそれ等の資料に據つて校訂したもので、謂はゞ自傳の決定版である。此の版では校訂者の富田氏が永年の研究した結果を解題に書いて居り、自傳の誤記に就いても充明に検討が加えられてゐる。

註二 「長州再征に關する建白書」は慶應義塾大學法學部機關雜誌「法學研究」第二十三卷第八號（昭和二十五年八月）にはじめて發表した。資料の出所及び建白書寫本の種類等に就いて拙稿解題を參照せられ度い。

二 建白書に現はれたる福澤の政策

イ 建白書の資料的意義と政治情勢

從來不明になつてゐた幕末に於ける福澤の政治論を解明するに當つて、「長州再征に關する建白書」の資料的意義を先づ明かにして置き度い。

「福翁自傳」に於いて福澤が述べてゐる所の謂はゞ幕府を主體とする會盟思想は、會盟思想として最も初期のもので興味あるものではあるが、それが三十數年後の回顧談の一節であり、しかもあれだけの簡単なものであつて、之れが傍證となるべき他の資料もない爲め、福澤の幕末改革意見を論斷する史料としてはやゝ價値の低いものと謂はなければならぬ。この福澤の會盟思想と殆んど同様のものがある。それは横井小楠の上書にのべるところである。文久三年五月越前福井藩の中根馴負が肥後藩の沼田勘解由と面談した記事の中に次ぎのようなものがある。

中根云横井小楠氏の持論は方今の世態各自に其國を興し同盟合從して皇國を扶持するにあらされは到底衰運を挽回する事は難かるへしとの事なるか貴案は如何と尋ねしに沼田云素より聊異議なし既に海岸防禦の事を申談する爲近々薩州へ使者を遣はす筈故其折を以其意をも協議に及ふべき心積り云々なりき（續再夢紀事）

文久三年五月現在に於て横井小楠の眞意が中根の談じてゐる通りであるかどうかは確證はないが、小楠がその前年、幕府に出した上書に付いて見よう。横井小楠は熊本の藩士で安政五年から文久三年まで福井藩の権機に參與していた。彼は文久二年藩主松平春嶽を通じて幕府に建言した文書のヶ條書きの中には

○不限外藩普代選賢爲政官

○大開言路與天下爲公共之政（小楠遺稿）

といふのがある。小楠の此の説を福澤の船中の談話と對照して見ると略ぼ同様で共に幕末會議論の萌芽を示すべきもの

であるが、兩人の考え方の相異はあるう。横井の學風は孟子の民主主義政治論と解釋されて居り、謂はゞ彼の會議論は孟子から出でてゐるのであらうが、福澤の場合は歐洲旅行の所産と解すべきであらうか。

以上のような次第で自傳の記述は簡単なため福澤の思想を論するときは「學問のすゝめ」初編を刊行した明治五年からはじめるのが慣わしなつて居り、「學問のすゝめ」以前の福澤の活動は「西洋文物の紹介」として取扱はれている。此の場合多少の異例として彼の經濟思想を論するときだけは慶應元年の「唐人往來」——福澤自身文久年間と覺ふと記しているのは誤記——まで遡るのであるが、既刊の福澤資料からすれば、此の取扱いは當然のことであつた。しかるに茲に永く發表を憚つていた資料がある。それは「長州再征に關する建白書」(寫本) (慶應二年七月と推定)^(註三)とその附屬文書と斷定して誤りなかろうと思はれる「西洋事情稿本」(寫本)とある。此の資料に據ると福澤は既に慶應二年、彼の抱懐していた政治思想を我國の實際に行はうとしたことが明白となる。福澤の政治論の検討は明治五年からではなく、六年前の慶應二年からはじめなければならぬことにならう。福澤は彼の著作上の回想錄と名付けて然るべく「福澤全集緒言」(明治三十年)の「西洋事情」の頃に於いて、歐洲旅行當時のことを遙かに回想して西歐文化の長所に驚歎し、唯に驚歎して居るのみではなく、之を移入して我國の進歩に資せんとしたことを述べている。

其由來其功用を聞て心醉せざるものなし。其有様は恰も今日朝鮮人が始めて日本に來りて觀る毎に聞く毎に驚くの情に異ならず、朝鮮人は唯驚き去る者多けれども、當時の吾々同行の日本人は驚くのみに止まらず、其驚くと共に之を羨み、之を我日本國にも實行せんとの野心は自から禁じて禁ず可らず。(福澤全集緒言)

福澤が「之を我日本にも實行せんとの野心」を先づみ試ようとしたものは何んであつたかといふと、政治上では英國議

會制度の移入であつたと解せられる。それは建白書の内容から推察できるのであるが、彼は「西洋事情」の版本で英政を讃美する前に、先づ建白書の附屬文書「西洋事情稿本」で特に英國議會制度に範をとつて、それに類似した政治制度を吾國にも樹立しようと希つたことが判る。此の意味に於て建白書及附屬文書は福澤の最も初期の政治論を論すべき價值の高い資料といはなければなければならない。

福澤が建白書を幕府の當路者に呈したのは慶應二年七月と推定されるのであるが、建白書の内容と關聯する第一の問題は、此の建白書の提出される直前の政局情勢はどうであつたかということである。先づ長州再征のことから述べよう。徳川幕府が長州再征の議を決したのは、慶應元年五月で、將軍家茂が上洛して再征の勅許を得たのは、その年の九月、歳も押し迫つてから征討軍が四方から進發し、翌慶應二年六月開戦となつたが、藝州口の緒戦（六月十四日）に於ける井伊・榎原の幕軍先鋒が慘敗を喫してのち、紀州藩の精兵と幕府の歩兵が大いに長軍を敗つて兩軍互角の戦闘を行つて七月に及んだ外は、征討軍は殆んど連戦連敗の状態であつた。その間七月二十日には將軍家茂が歿して一橋慶喜が將軍の名代となつた。慶喜は軍制を改革、兵器軍艦を佛國に注文するなど、軍備の擴充を圖り、八月を期して親ら征途に上ろうとしたけれども、諸藩の兵は戰線を離脱する有様で、戰局は急激に幕軍に不利になつたので、八月二十一日止戦の勅許を得て軍を收めた。（徳川慶喜公傳、防長回天史）

次ぎに征長戦の最中に於ける各藩の動向はどうであつたかといふと、八月幕府が征長の軍を收めるその前月の七月には、征長の失敗を見てとつた各藩は幕府を離れて各々割據の状態を呈していた。此の間の事情を最もよく表す「徳川慶喜公傳」の記述をそのまま借用しよう。

加之長州再征の失敗より、諸大名の心も亦幕府を離れて、潛に群雄割據を想起し、松平閑叟は専ら領内の富強を計りて他藩と交はらず、以て形勢を伺ひ、稻葉家書類所載能
勢大隅守上申書 松平容堂は上國雄飛の策を默籌して、「英雄唾手の時」と絶叫し、書を伊達伊豫守に與へて、「足下は何の處より手を下さんとするか」といへり。伊達家文書所
收容堂書翰 土肥既に然り、薩長の心事知るべきのみ、此の如くにして天下は再び元龜・天正を再現せんとす、されば、幕府に取りて、今は親藩・譜代も必ずしも忠實なる臣属ならず、頼む所は僅に旗本八萬の將士に過ぎず、豈又危殆ならずとせんや。

(徳川慶喜公傳)

建白書の内容と關聯する第一の問題として、長州再征の實際の戰鬪が開始される前に幕府内部に於ては外國資本と外國兵力とに依頼しようとする動きのあつたことを記さなければならない。「徳川慶喜公傳」には次ぎ如き一節がある。

元治元年外國奉行池田筑後守長發の一行が巴里にありし時、佛人モンブランといへる者筑後守に說いて、「貴國の隆盛を圖らば、諸侯を削小して之を統一すべし、然れども是れ幕府獨力の能くする所にあらざれば、宜しく佛國に依頼して其兵力を借るべし」といひ、佛國政府も亦、「日本政府國內の叛徒を戡定して、外國との和親を永續せんと欲せば、佛國は其力を貸すを吝まず」との意を洩らせり、筑後守心動きて、所謂巴里廢約の第二條に、「時宜によりては威力を用ゐ、又佛國海軍隊の指揮官と共に處置することもあるべし」と規定せり。(徳川慶喜公傳)

しかるに筑後守は歸朝後專斷で條約を締結したという罪を得て職を去つたのでその條約は廢毀されたけれども、佛國公使ロツシユとその譯官のメルデ・カションは同一の趣旨を幕府に勸告したという事實が栗本鋤雲の「飽庵遺稿」にも見えてゐる。又慶應二年七月越前福井藩の長崎留學生八木八十八が藩主松平春嶽に上つた報告書の中に、池田筑後守の失

脚の後にも幕府が佛國資本を導入して兵器廠を造り、大に武備を擴充しようとしたことが記されている。

此節柴田日向守佛行の趣意ハ第一佛國と大君との間水魚之親睦を取結ひ第二にハアルセナール武器製造局を金澤へ起し佛國の力を借りて徳川氏の衰運を挽回せんとすアルセナール一ヶ年廿五萬元宛五ヶ年佛國に渡し候得は佛國より一切之事を助け遣ハし候約定なり佛國陸軍士官を金澤へ雇ひ英蘭之式を佛式に變し改る等幕府兵力を張大にして而後權力ある諸侯の兵務を削り幕府の大統領に政務を歸せん事を企て候事なり（續再夢紀事）

外國資本（佛國）の導入による兵備の擴張と内亂鎮壓のために佛國兵力に依存しようとした幕府内部の主張者はどういう人物かといふと、老中河部豊後守正外、松前伊豆守崇廣、若年寄酒井飛驒守忠毗、勘定奉行小栗上野介忠順、御側御用取次竹本隼人正正明などで、阿部、松前の兩老中が職を去て後は小栗上野介が専らその論者の中堅となつてゐた。斯ように幕閣の権機に參與する人物の主張があつたので、從つて有司の中でも此の意見を固持する者が多く、慶應二年五月頃になつても根強く主張されていたといふことである。（開國起源、海舟日記）之等の人物の中、特に老中松前伊豆守はその中心人物と目されていたらしく、慶應元年十月秋月右京亮より松平春嶽宛てた書翰の中に次のように述べてゐるところがある。

一駄松前杯之説は夷人へ頼ミ 天子を亡し諸侯を亡し天下郡縣之世となし大樹公を以て天下大統領となし才智あるもの政を執る可きの論を建候由（續再夢紀事）

之れは秋月右京亮が「此評判は備前藩士之探索也」と但し書きをしてゐるところから察して、松前伊豆守の眞意を傳えているかどうかは疑はしい。彼等の抱いて居た改革案というのは「佛國の兵力、金力を借りて薩長を討滅し、其勢に乗

じ諸大名を削平して郡縣の制を布き、以て徳川氏執權の下に長く全國を統一せんと企望せり」という「徳川慶喜公傳」の傳えるところが或は正鵠を得ているであろうかと思はれる。

註三

福澤建白書の提出の年月を法學研究第二十三卷、第八號「福澤諭吉の上書」に於ては慶應二年六月七月の頃と推定して置いたが、左の理由によつて「慶應二年七月」ではないかと推定し度い。
薩摩の代表三人が長崎入港の佛船を訪問、佛國公使に對して「單獨通商條約」（薩佛）の締結を申出で、佛國公使に拒絕されたのは、慶應二年六月二十二日であつた。その交渉事實に基いて單獨條約締結説を批判している記事が、同年七月二日付のジャパン・エキスプレス（横濱開板）（福澤譯稿）に掲載されている。從つて福澤は之等の事を知つての上で、建白書に於て大名同盟の單獨條約締結のことを劇しく反駁しているのではなからうか。

ロ 「長州再征に關する建白書」

以上述べたように福澤の「長州再征に關する建白書」は福澤の幕末期の政治論を論ずるに當つて唯一の資料と謂うべきであり、彼の建白書は慶應二年の劇しい動亂期の產物であり、前述の如き政治情勢の下に大きく傾きつゝある徳川幕府の挽回策として當路者に提出されたものである。以下全文を掲げて建白書に現はれたる彼の政治論を検討するである。

建白書の本文

先年外國と御條約御取結に相成候以來、世間にて尊王攘夷杯虛誕の妄説を申唱候。之が爲め御國內多少の混雜を生

じ、廟堂の御心配不少義に候得共、畢竟其說の趣意は、天子を尊候にても無之、外國人を打拂候にても無之、唯活計なき浮浪の輩衣食を求候と、又一には野心を抱候諸大名 上の御手を離れ度と申姦計の口實にいたし候迄の義にて、其證跡顯然に付、別段辨明仕候にも不及候義に御座候奉存候。然る處諸侯の内第一着に事を始め反賊の名を取候者は長州にて、彌以此度御征罰相成候義は千古の一快事□□一舉を以て乍恐 御家の御中興も日を期し可相待義、誠に以難有仕合に奉存候。實は三五年以來、廟堂にても内外の御配慮にて十分の御處置御施行難被遊御場合も被爲有、或は因循姑息ハと隠説も有之候義にて、竊に切齒罷在候處、此度長賊御征罰の義は天下の爲め不幸の大幸、求ても難得好機會に御座候。何卒此後は御英斷の上にも御英斷被爲遊、唯一舉動にて御征服相成、其御威勢の餘を以て他諸大名をも一時に御制壓被遊、京師をも御取鎮に相成、外國交際の事杯に就ては全日本國中の者片言も口出し不致様仕度義に奉存候。就ては此度御征罰の義に付固より帷幄の御勝算被爲在候を可奉伺にも不及義、私杯にて別段建白可仕筋萬々無御座候得共、未曾有の御盛舉を感激仕候餘り心附候二三カ條左に申上候

第一條 長賊外交の路を絶、其罪狀を萬國へ鳴候事

長賊の本意は前段にも申上候通り、最初より尊王攘夷杯申唱候得共、全く口實迄の義にて、一昨年下の關一敗以後も頻りに外國人に近き、遊説の書生をも海外へ指遣し、下の關其外に於ても外國の姦商呼集密に貿易いたし、武器等も多分買込候由、尤密賣買御制禁の義は御條約面の明文も有之、在留ミニストルに於ても急度可指留候、既に昨年中、英國ミニストルよりも自國船舶へ布告相觸候義も御座候得共、利を貪候姦商の義、一と通り布告文杯にて其弊を防候義出來申間敷、尙又此節長州も必死を極候段に付益々惡策を運らし候は必然の義、或は武器を買入れ、或

は金を借用いたし、甚しきは外國浮浪の徒を頼み、外國船をも雇入れ、支那長毛賊の轍に効ひ、如何様の事件を生じ候哉も難斗、此義最も可恐義に御座候奉存候。就ては此度長防近海へ御軍艦數艘被指遣、二州海岸へ近寄候外國船は御指留、若又、賊より小舟拵にて外國船へ近寄候義も有之候はゞ直に御召捕に相成候位に嚴重に御取締相立候様仕度、既に兩三年前合衆國內亂の節も英國より南部の賊え竊に「アラバマ」と申軍艦を指送り、其外武器等も遣し、之が爲め、北部にて大に困却いたし候先例も有之、旁以此度長州にて外交いたし候様相成候ては不容易御後患を釀し可申、格別に御用心被遊候様仕度義に御座候奉存候。將又長賊の罪を鳴らし、海外へ御布告被成候義は、今般十四ヶ條の罪狀各國ミニストルえ御達しにも相成候得共、前段申上候通り、長州よりも遊説の書生をも海外へ指遣候義に付、此者どもは自國の爲筋のみを謀り、奉強附會の説を主張し、百万辨論して御國政府の御處置を誹謗仕候は必然の義、殊に近來は新聞紙拵に大名同盟等申説を唱候徒黨有之、右は此迄政府の御處置を満足に不心得、由て唯今の御條約を廢し、諸大名を同盟爲致、日耳曼列國の振合にて新に同盟の諸侯と條約可取結と申趣意にて、英公使パルクス拵も、内實は其説に心酔いたし居候哉の趣、尙又薩州其外諸家よりも御遊學生多人數海外へ罷越居候其者共、何れも大名同盟の説に可有之候に付、長州の者どもも彼國にあるて自ら依頼いたし候處も有之、右書生輩と申談じ、多方に遊説いたし、又は新聞紙等へ専ら同盟の論を辨論仕候はゞ、一時歐羅巴の人心を傾け、各政府の評議も之が爲め變動いたし間敷とも難申、萬々一右様の義御坐候ては 御家の御浮沈は申迄も無之、全日本國內争亂の基を開き、四分五裂、再び挽回すべからざるの形勢と相成、其禍災の大なるは此度長州一國の叛逆拵と同日の論に有之間敷奉存候間、速に御預防の御處置無之ては相成申間敷、就ては熟考仕候に、今般各國都府へチプロマチキアガント辦理公使御指遣相成候

様仕度、一體辦理公使の義は條約済各國の間互に壹名づゝ指遣し交際の事務取扱候一般の振合にて、御國にても御條約御取結後直に可被指遣筈の處、今日迄御延引相成、就ては御國の情實、各國政府へ相達候にも唯在留のミニストドルのみの手を經候義に付、自ら行違の出來候も難斗、且各國と同等の御交際にあるて御不體裁にも有之、右の次第にて自然各國の人心御國を以て自國同等の政府の様不心得、或は新に條約を可取結杯の説も起候義に付、今度英佛亞魯等へ在留の公使御指遣、御交際の事務直に彼國政府へ談判いたし候様相成候はゞ万事御懸合向行届候は勿論、各國同等の御體裁相備り、自ら諸外國人心の向ふ所も定り、遊説書生杯の浮説の疑惑不致様可相成奉存候。

前段の通、此度各國辦理公使被指遣候上は、御交際向萬端御都合宜敷、御國の情實も彼國政府へ貫通いたし候義に御坐候得共、西洋各國何事によらず議論の宜敷風習にて、殊に新聞紙の説杯は虚實難指定、其説を以確證とも難致とは申ながら、世間皆文を重んじ、其大論に由ては一時政府の評議をも變じ候程のものに付、前段諸家より遊説の者共新聞紙に力を用ひしは必然の義に付、辦理公使御指遣の節は新聞紙布告の義別段被仰渡、彼地に於て専ら政府の御趣意を辨明布告いたし、大名同盟の説を論破候は勿論、此度長賊の罪狀杯も事を替へ品を改め新舊の罪惡些細の事までも條舉件説、日々出版いたし、遂に世界中のをして周く長州の罪を悪ましめ、長に近く者は世界中の榮譽面目を知らざる者と申唱候様仕度、就ては右辦理公使御指遣相成候とも三五日の間に御評議決にも相成間敷に付、不敢横濱表にも内々御人被指遣、前段の御趣意にて頻に長州の罪を鳴らし、政府の御趣意を主張いたし、同所新聞紙を以て布告仕候様取斗、尙又當時荷蘭國、魯西亞えも傳習罷越居候面々へも時々御用狀被指立、新聞相添へ彼地おゐても布告の義被仰遣候様仕度奉存候。

第二條 内亂御鎮壓に付外國の力を御用相成度事

一此度長州御征罰に付ては彼方あるても二ヶ年の間竊に武備相整、軍器軍法とも不殘西洋流にいたし、且國民必死を以て官軍へ御敵對いたし候義に付、中々小敵には無御坐、既に井伊榊原敗走の實驗も有之、諸大名和流の兵幾萬人有之候とも有名無實、逆も御用には不相成候事に御坐候。就ては上の御人數も歩兵並に大砲隊兼て熟練はいたし居候義には候得共、賊は必死の地を守り防戦いたし、且武器の利も有之、主家の勢唯今處にては乍恐一時の御成敗如何可有之哉、深心配仕候義に御座候奉存候。右の次第に付、格別の御英斷を以て外國の兵御頼相成、防長一州を一様に御取潰し相成候様仕度、尤外國の兵を御借被成候は人心に指響き、且は御入費も莫大とて御掛念も可被爲有候得共、人心不居合と申は太平の時、爲指源因も無之に、不斗世間の騷立候事も可有之哉とて恐れ候得共、現今御國內の戦争に及候義此より外の御掛念は有之間敷、則人心不居合の極度に御坐候間、最早此上は世間の雜説に御動搖不被遊、唯兵力を以て御國內を御制壓被遊候様仕度、總て名義と申は兵力に由り如何様にも相成候事にて、光秀が信長を弑候得ば、直に光秀へ將軍宜下、又秀吉が首尾能く光秀を誅し候得ば則豊臣家の天下と相成、天子も之を稱し、世間にても之を怪候者無之、何れも皆兵力の然らしむ所にて、既に此度長賊の官軍え奉對苦戰仕候も、萬一勝利を取らば京都へ伐ていで朝敵の名を勤王に變じ、恐れ多くも官軍え朝敵の名を與へ候目論見にこそ可有之、右の次第に付、朝敵と云ひ勤王と云ひ、名は正しき様に相聞候得共、兵力の強弱に由り、如何様とも相成候ものにて、敕命杯と申は羅馬法皇の命と同様、唯兵力に名義を附候迄の義に御座候間、其邊に拘泥いたし居候ては際限も無之次第、況して此度の御征罰は天人共に怒る世界中の罪人、御誅伐被遊候御義名實共に正しく、何一の御掛念も不被

爲有義に付、斷然と被爲思召、外國の兵を以て防長御取潰し相成、其上にて異論申立候大名へ只々直々其方へ御旗被爲指向、此御一舉にて全日本國封建の御制度を御一變被遊候程の御威光相顯候様無御坐候ては不相叶義に奉存候。將又外國の兵を御雇ひ、武器御買上に付て御入用の御掛念も可被爲有候得共、此亦少しも御心配に不及義に奉存候。其子細は唯今防長二州の入高を年々百万俵と致し、金にして凡二百万兩に御座候。此度御取潰相成、以後永久二百万兩の御益有之候得ば、唯今貳千万兩の金を御借用相成候とも、利分を拂ひ二拾年の後は皆済可相成、尤貳千萬兩の大金を即時御入用にも有御坐間敷、且御國は西洋諸國と違ひ、兼てより國債の御法無之に付、一時に大金を御集相成候には御不都合に候得共、征長御片附の上は年々貳百万兩の御益有之候と申義、前以御見拓相立候得ば、外國え雇兵の御掛合にも御手心有之義に付、何程御盛大の義と被思召立候とも御入用の御指支の義は絶て有之間敷、一體西洋諸國にては國債と申もの有之、英國亦にても千八百六十二年には八億九千万ポントの國債有之、其年政府の入高は僅七千万ポント斗に候得ば、一ヶ年七百兩の取前にて八千九百兩の借財有之候割合に御坐候。左候得ば日本政府は世界にて最も富饒の御身代^マと奉存候。

右申上候愚見の趣御一覽の上御採用可被成下廉も御座候はゞ難有仕合奉存候。尙又内外御照合の爲め昨八月中より

註四 本文の末尾は「尙又内外御照合のため昨八月中より」で切れているが、故尾佐竹猛博士所藏の建白書寫本には、右の後に續けて、字句は正確ではないが、「書き綴つておいた西洋事情という小冊子を差上げるから見て頂き度い」という意味のことが記してあつた。故尾佐竹博士所藏の資料は再度の空襲で焼失したので恐らくその寫本も喪はれたであらう。茲では兩寫本を再び照合することは出来なかつた。

此の建白書に附した「西洋事情といふ小冊子」は西洋事情版本の出版される前の、西洋事情稿本のことであらう。此の稿本の寫本一冊が慶應義塾圖書館に所蔵されている。恐らく此れと同様のものが、建白書附屬文書として提出されたのであらう。稿本に就いては後に記す。尙ほ此の建白書本文の寫本は達筆の走り書きであつたので、特に富田正文氏にも校閲を乞い、私の読み誤り數ヶ所の訂正を得た。毎度のことながら富田氏の厚情に對して深く謝する次第である。

此の建白書に於て福澤の主張するところを要約すれば次ぎのようになる。福澤は長州再征をもつて徳川幕府の勢力挽回の爲めの好機會と見た。政府は英斷をもつて長州に臨み、一舉に長州を撃滅して餘勢を驅つて諸大名を制壓、外國關係については政府に對して容喙を許さないようにすべきであると冒頭している。

此度長賊御征罰の義は天下の爲め不幸の大幸、求ても難得好機會に御座候、何卒此後は御英斷の上にも御英斷被爲遊、唯一舉動にて御征服相成、其御威勢の餘を以て他諸大名をも一時に御制壓被遊、京師をも御取鎮に相成、外國交際の事杯に就ては全日本國中の者片言も口出し不致様仕度義に奉存候。(建白書)

長州制壓の方策として福澤は二ヶ條の提案をしている。第一は長州と外國との外交の路を絶ち、其の罪狀を世界各國に宣傳することであつた。第一は内亂の鎮壓のために外國の武器兵力に依頼すべきことを主張している。

第一の場合、福澤は長州が既に外國人貿易者に連絡をとつて武器を多量に入手している事實を擧げ(防長回天史參照)之はアメリカ南北戦争のとき英本國が南軍に對して軍艦を送り、兵器を供給して北軍を脳したことと同じである。若しもその上長州が單獨に外國と外交するようになつては、容易ならざる後患を釀すであらう。既に長州では遊説の書生(福澤自身そう考えたもの)を海外に派遣しているから、それ等の者は長州に都合の宜しいことを吹聴するであらう。特に福澤が重大なことと考えたのは「大名同盟」の論であつた。此の説に依れば現行の條約を廢し、新たに同盟された

各諸侯がそれぞれ外國と條約を締結するのであつて、薩州人も皆此の説であるから、薩州その他の各大名から海外に派遣されているものは、長州人と同様、歐州に於て大名同盟説を宣傳するであらう、そうなれば幕府にとつては重大な結果を生ずることになるから、その豫防策としては、幕府に於ては一、辨理公使（ジプロマチーキアゲント）の派遣と二、公使館に於て新聞紙を發行し、幕府の施政の方針を明かにし、他藩の遊説者の説を論破すべきであるといふのである。

第二の場合、即ち内亂の鎮壓に外國兵力を使用することを福澤が最も痛感する理由は、幕府にとつて長州は既に強敵になつてゐることであつた。即ち

一此度長州御征罰に付ては彼方おゐても一ヶ年の間竊に武備相整、軍器軍法とも不殘西洋流にいたし、且國民必死を以て官軍へ御敵對いたし候義に付、中々小敵には無御坐、既に井伊榊原敗走の實驗も有之、諸大名和流の兵幾萬人有之候とも有名無實、逆も御用には不相成候事に御坐候。就ては上の御人數も歩兵並に大砲隊兼て熟練はいたし居候義には候得共、賊は必死の地を守り防戦いたし、且武器の利も有之、主家の勢唯今の處にては乍恐一時の御成敗如何可有之哉、深心配仕候義に奉存候。右の次第に付、格別の御英斷を以て外國の兵御頼相成、防長二州を一擧に

御取潰し相成候様仕度（建白書）

「井伊榊原の敗走」は緒戦であるが、その後幕軍は概ね戦は利あらず、福澤の謂う「諸大名和流の兵幾萬人有之候とも有名無實」の有様であつた。福澤はそこで「格別の御英斷」をもつて外國兵を頼んではどうかといふのであるが、その場合福澤は起り得べき二つの問題を提起して之に答えてゐる。その一つは外國兵依存に對す人心の影響如何の問題である。

此の人心とは云うものの、當時にあつては幕府以外の諸藩の動向如何と解すべきであらう。福澤は「人心に指響」くとの掛念もあらうけれども「人心不居合」と云つて掛念するのは平時に云うことであつて、只今は國內の戦争に及んでいるので、謂はゞ「人心不居合」の極度と申すべき時である、最早人心の影響如何を考慮する必要はない、「世間の雑説」に動搖することなく、唯兵力を以つて國內制壓を圖るべしと主張している。もう一つの問題は、外國兵を依頼する場合、その莫大な費用を如何に調達するかの問題である。福澤は英國の例を引いて外債を起すことを提議した。その償還方法としては防長二州沒收の入高をもつて當てようとするのである。

以上が建白書の大要であるが、新聞紙を發行して政府の宣傳機關とする說、換言すれば、政治上に於ける宣傳力を重視する說と、外債を起す提議とは、幕末の資料中では珍しいもので、諸外國に對する宣傳機關として新聞紙發行の說は福澤の新提案ではないが、外債を起す說は恐らく我が國に於ては福澤をもつて嚆矢とするものではなからうか。此の問題は別として、建白書には福澤解釋上重要なものが含まれている。以下項を改めて検討するであらう。

註五 諸外國に對する宣傳機關として新聞紙を發行する提案は福澤の建白書以前に既に提唱者がある。それは池田筑後守長發である。外國奉行筑後守は元治元年佛國から歸朝の後、三ヶ條の建言書を提出した中で、新聞紙發行のことを主張して次ぎのように述べたということである。

佛人之手を借りて新聞紙を全世界に播布し獨江戸王議論と正明宏大に記載し京都之壤夷論如斯列藩之鎖論はケ様と論し候日には各國獨江戸大君を徳として京師并列藩を讐とし視候事必然之勢なりと云（續再夢紀事）

福澤の建白書でいうところは正しく筑後守の說と同様であるが、福澤は特に佛人の手を借りるとは云はず、各國派遣の公使館に於て發行することを述べている。筑後守の場合は「新聞紙社中に加入論を縷々主張致し記載有之其志非少小候」という次第で、彼の趣意は「腸大なる深謀に可有之候事」というのであつた。

ハ 外國兵力依存の説

征長戦に際して外國兵力に依存しようとする説は、幕閣内樞機に參與していた人物の中で強く主張されていたことに就いては、先きに幕末政治情勢の頃に於て述べて置いた通りである。福澤の建白書に於て主張する「内亂御鎮壓に付外國の力を御用相成度事」は前記の幕府内部の主張者と同一線上にあつたものと察せられるのであるが、此の外國兵力に依頼しようとする説に對して元治元年、慶應元年及同二年の三ヶ年の間、幕府部内に於ても有力な反対論者もあり、殆んど顧り見られなかつたにも拘らず、福澤が何故に長州再征戦の最中に、特に此の事を主張したのであるか。之れが傍證となるべき福澤側の資料は只今のところは皆無である。想像を逞うすれば、福澤が「格別の御英斷を以て外國の兵御賴相成り度」というに就いては外國の兵力を直ちに依頼し得るような對外關係があつて、そうすれば征長戦に有効な處置が施し得られるというのではなかつたらうか。しかし資料涉獵の不足か、資料堙滅の爲めか、之を立證すべき資料を見付ることは出來なかつた。若しそういう政治的事實があつたならば——少くともそういう事實が幕末史料で立證し得るならば——福澤の説も實際政治論の價値を有ち得るであらうけれども、それが無いならば、福澤の此の説——外國兵力依存の説——は政治上に實効のない空論として取扱はれる運命にあると謂はなければならない。

福澤は長州が「一昨年下の關一敗以後も頻りに外國人に近き、遊説の書生をも海外に指遣し、(中略) 武器等も多分買込」み、此の節も亦た「或は金を借用いたし、甚しきは外國浮浪の徒に頼み、外國船をも雇入れ」ているのは將來如何ような事件が超るか計り知れないといつて對外關係を懸念しているのであるが、斯ようにして——少くとも福澤の見通

しの通りの政策に依つて——武備を整えて、幕府にとつては最早「中々小敵」ではなくなつた長州を打倒するのに、幕府が長州とは別の外國勢力に依存しても宜しいという理由はない。長州が一方の外國勢力に依存するのは宜しくないと云いながら、幕府が他の一方の外國勢力に依頼するのは差支えないとするならば、幕府にとつては甚だ蟲の宜い説と云はなければならない。自國の事は自國人自らの力に於て處置するという建て前からすれば、後日複雑な國際問題を引き起すであらう外國兵力依存の説はうつかり實地に移すべきではなかろう。幕末の爲政者は、説はとも角として、史實に徴して見れば、幕府もその反対勢力も共に、内亂に於て外國の兵力に依存する方策は採らなかつた。

佛國公使レオン・ロツシユの幕府に對する建言書をその譯官メルメデ・カションの口譯に依つて日本文に書き綴つた栗本鋤雲は、ロツシユの建言書を幕府に提出したときのことを「匏庵遺稿」では斯う云つてゐる。

舊幕の將に長州に事あらんとせし日に當り、我國駐在佛國公使レオン・ロセス、参考の爲めにとて書三篇を草し、軍事總裁松前伊豆守に呈し、駒馬將軍、京師に出て久しう留りて進まざるに際し、又一篇を草して將軍手許に奉れり、前後四篇の書皆省せられず、併せて其厚意をも謝されざりき、（外國人が入らざる事に口を出して面倒なり位の事か）然れ共其悃幅稱するに足る者あるを覺ふ（「佛國公使軍事の上書」序）。

栗本鋤雲は幕府の醫官喜多村槐園の第三子、栗本家を繼いだ。名は鯤、字は化鵬、號を匏庵、別號を鋤雲と謂つた。王政維新以後歸農して別號の鋤雲をもつて通稱とした。鋤雲は幕末多事の際に醫官から拔擢されて士籍に入り、軍艦奉行、外國奉行等を歴任、慶應三年佛國に特派されたが、此れより先き、元治元年及慶應元年の頃、横須賀造船所、佛式の陸軍傳習所、佛蘭西語學所の創案、實施に當つたのであるが、小栗上野介と共に、既に幕府の命脈維持し難きを知りなが

らも「愈々出來の上は旗號に廻斗を染出すも、猶土藏附賣家の榮譽を殘す可し」と語り合いながら、横須賀造船所の設立に盡力した。(「匏庵遺稿」——横須賀造船經營の事) 以て彼も亦、幕府側最後の維持盡力者の一人であつた。栗本鋤雲ははじめ小栗上野介等と共に、佛國の援助をもつて幕府の維持策を考えた一人であることには相違ないのであるが、彼は巴里に於て幕府の大政奉還の報を聞いたとき、メルメデカシヨン、レロン・ド・ロニーが密かに勧誘して、佛蘭西の軍艦兵士を借りて薩長を討つべしと說いたが、斷然斥けて歸朝して、野に下り復た出です、終に操帆等にあつて身を終えたのである。(犬養毅「栗本先生略傳」)

松前伊豆守、小栗上野介などを中心とする外國勢力依存派が居つて内亂に外國兵力を使用することを主張しても、亦福澤が再度の征長戦に於て更に進んで此の說を樹ても、幕府が容易にその說を實行しようとはしなかつた理由として茲に幕府側有力者の中にこの說を否定する勢力のあつたことを付け加えなければならない。例えば有力人物として松平春嶽、大久保一翁の如きを擧げることが出來よう。

大久保越中守忠寛(一翁)は徳川譜代の旗本、大番組の家格であつて、外國奉行、勘定奉行、京都町奉行、若年寄の要職に歴任せられ、維新後は東京府知事、元老院議官等にあつた人物である。大久保は夙くから大政奉還論と會議論を唱えていた。文久三年十月松平春嶽に呈した事務の意見書の中で將軍上京の上「一橋公御始列藩は素より四民共公議所へ御集可成ハ堂上方迄も出座」して議したならば、「永世之御基本」も立つであろうと述べ、京師を中心とする公議政治の論を樹っている。(續再夢記事) 彼の云う公議會のやゝ具體的に述べたものを「續再夢記事」に再び據つて見ると、「公議會は大公議會小公議會の一一種に分ち大公議會ハ全國に關する事件を議し小公議會は一地方に止まる事件を議する所とす

へし議場は大公議所は京都或は大阪に設け小公議會は江戸其外各都會の他に設くへし云々」 というのであつて京都中心の説である。幕府内部に此の説のあることは注目すべきであると同時に、單純な幕府中心論者の制禦の役割を果していきることは又明白であろう。彼は慶應二年一月——長州再征軍の進撃中の時期——幕閣老職の面前で、公議説を幕府で採用するときには幕府の威光を損するであろうとの説を駁論して次ぎのように云つたことが傳つてゐる。

今日は幕府の威光を立てんとせらるればいよ／＼威光を損し威光を棄てゝ公議を採らる者は却て威光は立つへし畢竟威光は我これを棄てしとすればこそ人これを取らんともすれ我棄て顧ミざれば人更に拾へんとハせざるなりと申しきかは伯耆守殿痛く賞讃せられ實に意表の説なりと申されたり（續再夢記事）

伯耆守とは老中松平伯耆守宗秀のことである。此の説を、此の數ヶ月後になされた福澤の建白書所記の長州を「唯一舉動にて御征服相成、其御威勢の餘を以て他諸大名をも一時に御制壓被遊、京師をも御取鎮に相成、外國交際の事杯に就ては全日本國中の者片言も口出し不致様仕度儀に奉存候」というのと比較するならば正に對照的である。老中松平伯耆守の心中、既に大久保一翁の説に同意とあれば福澤提言の運命は想い見るべきである。

それならば松平春嶽はどうであるかといえば、長州再征に就いては春嶽は否定の立場にある。彼の理由とする所は、幕府が長州に對して確たる勝算なき武力を行使する場合には、却つて薩長の武力的勢力を増大させるにすぎないといふのである。（續再夢記事）此の説は達眼の士の見通しの利いた説と見なければならない。彼を以て公武合體論者と簡単に片付けて仕舞う説は當を得ていかない。彼は徳川親藩の地位と越前福井藩の財力をそれに加うるに高い學識とをもつて幕末政界に偉力を揮つた政治家であつて、薩長政治家を向うに廻はして徳川の名跡を如何に有利に保存するかに努力した

人物と謂はなければならぬ。幕末の政情に就いて精通していた最大の一人であつた春嶽——福井藩關係資料を觀れば自づから明かであるが——その春嶽が松前伊豆守等の噂によれば「夷人に賴ミ天子を亡し諸侯を亡し天下郡縣の世となし、大樹公を以て天下大統領となす云々」といふ説に對してどう之を觀たかは興味あることである。幕末政治情勢の項で引用した秋月右京亮の春嶽宛書翰に再び觸れて見よう。

秋月右京亮種樹は日向高鍋藩主、徳川譜代の臣、昌平坂學問所奉行、將軍侍讀、若年寄を歴任した學者で維新以後は公議所議長、議事體裁取調係、元老院議官を歴任し、明治天皇侍讀であった。秋月は前記松前などの外國依存の説を「姦謀」と言つて、若し此の姦謀に依つて大獄でも起つたならば、「公武之御合體」は難しいと憂えている。此の書翰に對し、春嶽は答えて、「喫驚之至」といつている。

一體松前杯之説は夷人を賴ミ 天子及諸侯云々委細之垂事喫驚之至に御座候此説は備前藩士之探索之よし尤拙老考候處此説決而なき事にあらずと奉存候老拙總裁在職中是等之髣髴之議論酒井飛驒守小栗上總介一人申候事于今耳底に残り有之候（續再夢記事）

しかし此の場合は外國勢力依存の説を良いとも悪いとも云つていない。秋月の儒學者と違つて春嶽は政治家である。徒らに騒ぐ風は少も見えないのである。春嶽も一翁も福澤も期するところは徳川幕府維持如何の立場で論じているが、以上述べたところに依つて福澤の建白書の長州再征に關し外國兵力を使用してまで討滅せよという政策論は幕府内部の主流の考え方とは離れているようである。それ故に實行案としては遙か遠いものであつたと斷定せざるを得ない。

ニ 幕府と京師とに對する福澤の立場

福澤諭吉が「長州再征に關する建白書」を幕府の當路者に提出した慶應二年（一八六六年）の頃の、徳川幕府に於ける彼の地位はどんなものであつたかといふと、幕府外國方翻譯局出仕で謂はゞ幕臣の待遇であつた。福澤は軍艦奉行木村攝津守（芥舟）の一從僕として幕府の軍艦咸臨丸に便乗して萬延元年（一八六〇年）渡米した。歸朝の後、幕府の翻譯方に雇れた。更に文久元年（一八六一年）幕府の遣歐使節竹内下野守の一行に加つて渡歐した。その時彼は箕作秋坪と共に一行の反譯方という地位にあつた。文久二年（一八六二年）歸朝、更に元治元年（一八六四年）十月には幕府に召抱えられて「外國方翻譯局出仕」となり、高百五十俵、正味百俵の米を貰つて幕府の旗本のような地位にあつた。福澤は中津藩と幕府と兩方から祿を貰つて居つた。慶應四年即ち明治元年（一八六八年）駿府に封ぜられた徳川家では舊幕臣に對し、王臣となるか、徳川家に従つて駿府に赴くか、又は歸農するかと三ヶ條の問を發したのに際し、福澤は歸農する旨を答え、徳川家の祿と共に中津藩の祿をも辭し双刀を廢して一小民となつた。紀州藩の友人山口良藏に贈つた書翰はその間の事情を物語つてゐる。

徳川様御名跡も駿府に定り候よし。小生は三月來大病にて引籠、何事も存じ不申、徳川家へ御奉公いたし不斗も今日の形勢に相成、最早武家奉公も澤山に御座候。此後は双刀を投棄し、讀書渡世の一小民と相成候積、左様御承知
被下度候。（慶應四年六月七日付）

萬延元年（一八六〇年）より慶應四年（一六六八年）まで幕府の翻譯方雇い、或は外國方翻譯局出仕を以て福澤は「徳川

家へ御奉公」とい、又は「武家奉公」といつてゐる。即ち此の約八ヶ年間、彼は幕臣であつたことを自ら表明しているのである。幕臣福澤諭吉に「長州再征に關する建白書」があり、後年舊幕臣の舉動を難詰した有名な「瘠我慢の説」が彼にあつても何等異とするに足らない。やゝもすれば「福翁自傳」に於ける彼の回想錄は徳川幕府に對する彼の立場を不明確にするとさえ感ずる所があるが、此の建白書の行文中には祿を食んでいる徳川家を對する愛惜の情が明白に出でいる。福澤の後年の論說において事王政維新の政治革命期に言及した論說の中には、徳川幕府に有利な解釋が可成り多い。一例をあけると「抑も維新の事は帝室の名義ありと雖も、其實は二三の強藩が徳川に敵したるものより外ならず」(瘠我慢の説)といふ倒幕勢力を帝室の名義に隠れた行爲とする。又薩長の倒幕に於ける政治力を余り高く評價せず、民權論(福澤は幕末會議論をさえも斯う呼ぶ場合がある)の人心に對する侵透力の方を維新革命の重要な要素と主張して、王政一新の場合、「人心の一新は原因にして、政府の一新は其の結果の一箇條と云ふ可きのみ」(遺稿「民權論二編」)といつてゐる如きがそれである。斯ういう例は福澤資料の中からはいくらでも拾い上げることが出来る。斯ように福澤は維新史に關する彼の論說の中には徳川幕府に有利な解釋は可成りあるが、それならば舊幕臣或は舊幕關係者は福澤の解釋をどう見たか。「瘠我慢の説」草稿に對する舊幕臣栗本鋤雲の書入は既に明治史家の間で有名なものであるが、茲に興味ある松平春嶽の福澤著作に對する書入れの事を附記しよう。明治に入つてから春嶽と福澤とは親しい交際をした。福澤は主要著作を春嶽に贈つているが、その中で明治十一年の著「通俗國權論」の書き入れに次ぎの如きものがある。

開港の初には攘夷の議論喧しく、國內有志の輩は一筋に外國人を敵視して之を打拂はんとし、其議論の末、遂に徳川政府をも倒して王制、維新の今世と爲り、叔世の人情如何を察すれば攘夷の議論は忘れたるが如し(通俗國權論)

此の一節は攘夷論者を痛烈に批判したところであるが、春嶽は傍點を施し、「徳川幕府をも倒して」のところには右に○印と二重○印、更に左側に一印を附し、欄外に「此五字先生ノ宗家ヲ愛シ僅ニ此五字ニテ事情詳悉感泣々々」と書き記している。徳川の親藩主松平春嶽の書き入れとして舊幕臣福澤を如何に見たか窺はれて興味あるものと云えるであろう。(此の事は松平春嶽研究家河北辰生氏の示教に據る)。

次ぎに福澤の京師に對する立場に就いて言及するであろう。此の場合京師とは幕末動亂期に於ける京都を中心とする政治勢力のことを指し、尊王攘夷論者と帝室に對する福澤の態度とに就いて建白書所記を中心として觸ることとする。福澤建白書の冒頭言は次ぎの通りである。

先年外國と御條約御取結に相成候以來、世間にて尊王攘夷杯虚誕の妄說を申唱候。之が爲め御國內多少の混雜を生じ、廟堂の御心配不少義に候得共、畢竟其說の趣意は、天子を尊候にても無之、外國人を打拂候にても無之、唯活計なき浮浪の輩衣食を求候と、又一には野心を抱候諸大名 上の御手を離れ度と申姦計の口實にいたし候迄の義にて、其證據顯然に付、別段辨明仕候にも不及候義に御座候
奉存候。(建白書)

福澤は尊王攘夷の說を「虛誕の妄說」と斷定、此の說は畢竟するに「天子を尊候にても無之、外國人を打拂候にても無之」く、或は浮浪の徒輩が衣食を求める手段か、或は諸大名が徳川幕府の支配を離れ又は之れに敵對する手段と見ている。此れと同じようなことは建白書の前年、慶應元年の「唐人往來寫本」(福澤全集收錄のものは若干削除あり)にも見えている。この說は幕臣側の說を表明するものであつて必ずしも福澤一人の說ではない。幕府側の資料中には福澤の說に似通つたものが諸資料に散見する。要するに福澤を幕臣と見る傍證の資料にもなる個所である。此の說よりも福

澤解釋重要なものが建白書の中にある。それは天子の地位に對する福澤の斷定である。

總て名義と申は兵力に由り如何様にも相成候事にて、光秀が信長を弑候得ば、直に光秀へ將軍宣下、又秀吉が首尾能く光秀を誅し候得ば則豊臣家の天下と相成、天子も之を稱し、世間にても之を怪候者無之、何れも皆兵力の然らしむ所にて、既に此度長賊の官軍え奉對苦戦仕候も、萬一勝利を取らば京都へ伐ていで朝敵の名を勤王に變じ、恐れ多くも官軍え朝敵の名を與へ候目論見にこそ可有之、右の次第に付、朝敵と云ひ勤王と云ひ、名は正しき様に相聞候得共、兵力の強弱に由り、如何様とも相成候ものにて、敕命杯と申は羅馬法皇の命と同様、唯兵力に名義を附候迄の義に御座候間、其邊に抱泥いたし居候ては際限も無之次第、況して此度の御征罰は天人共に怒る世界中の罪人、御誅伐被遊候御義名實共に正しく、何一の御掛念も不被爲有義に付、斷然と被爲思召、外國の兵を以て防長御取潰し相成、其上にて異論申立候大名へ只々直々其方へ御旗被爲指向、此御一舉にて全日本國封建の御制度を御一變被遊候程の御威光相顯候様無御坐ては不相叶義に奉存候。(建白書)

右の福澤の説は、後年「文明論之概畧」(明治八年)に於て歴代帝室の事歴を論じ、我國の武人が名義に隠れて獨立の氣象のないことを批評した部分、又「帝室論」(明治十五年)に於て帝室の地位を論じて政治社外のものなりとしたところと相通するもので、「帝室論」の由來するところ遠いと謂はねばならない。「朝敵と云ひ勤王と云ひ、名は正しき様に相聞候得共、兵力の強弱に由り、如何様とも相成候ものにて、敕命杯と申は羅馬法皇の命と同様、唯兵力に名義を附候迄の義に御座候」と云い切つてゐるところは、結果から見て長州戦に於て幕府が勅命を奉じ、次ぎには討幕戦に薩長が勅命を奉じたその間の政争を鋭く衝いたことになるのである。政争に對する彼の論の適用は別として、彼が「敕命杯と申

は羅馬法皇の命と同様」といつたその比喩は一體福澤はどの外國文献から得たであろうか。當時にあつては斯様な比喩は外國の史書に相當通じたものだけが用い得るものである。今日は何でもないことであるが、當時にあつては極めて清新な響きを有つ言葉である。しかるに慶應年間に於ける福澤の讀んだ外國文献は今もつて年代を追つて明白にすることは出來ない。又書名も余り判つていないのである。或は福澤は案外手近かなものから此のような著想を得たのではないかと思はれる節がある。幕末に日本で發行された英字新聞などから此のような考え方を得たものではなかろうか。そう考へて見ると英字新聞にたゞ一つではあるが、「羅馬法皇」云々の記事が見えてゐる。「日本新聞外編」に次ぎのようないふがある。

日本内地の事情は外國人の知らざる所ありて、之を詳にする事能はさりしに、近來多般の事件に依て 大君の様子を知る事を得たり。古來 大君を日本全國一統の君主と思ひしは誤にして、日本全國の大權は 御門に在り而て大君は日本の守護を掌る大將軍なり、然れ共尋常一樣の將軍とは異にして 大君の先祖は恰も佛蘭西帝拿破崑第一世の羅馬教皇より官位を受けたるか如く 御門より官位を受け、且國政の大任を託せられて之を子孫に譲り傳へたる者にして、全く獨立の君主とは謂ふべからず。(Japan Herald)

之れは「日本新聞外編」(Japan Herald)卷之八、原本、乙丑十月六日及廿九日開板、日本雜報百九十八號百九十九號、柳河春三・石橋鎗治郎同譯あるもので、日付をいふと、乙丑であるから慶應元年十月六日及廿九日付の「ジャパン・ヘラルド」の記事である。柳河・石橋も亦福澤の謂はゞ同僚である。本稿の冒頭にも記したように福澤は幕末英字新聞はよく讀み、彼自身も譯稿を残しているから、ジャパン・ヘラルドも福澤の讀んだものと斷定して誤りなかろう。福澤

はジャパン・ヘラルド記者たる外國人側の觀察を自家薬籠中のものとしたのではなかろうか。「大君（將軍）の先祖は恰も佛蘭西帝拿破崙第一世の羅馬教皇より官位を受けたるが如く「御門（天子）より官位を受け」云々といふのを、福澤は勅命云々に適用したのではないかと思はれる。此の意味で新聞記事は興味あるものである。天子をローマ法皇と同じようなものと考へならば、日本國內に於ける天子は政治外の存在となる。單に幕末に於て天子は政治に關與すべからずと論じたものならば他にも有力な論者はある。ローマ法皇と同様のものと論じたものは、福澤以外の論者を未だ見ていない。福澤の天皇論は一個の研究題目となる程であるので、茲では建白書に關聯して、幕末既に福澤には「帝室論」の先驅をなす論のあつたことを紹介するに止める。

二 幕末に於ける福澤の英國立憲思想

イ 大名同盟論に對する福澤の批判

福澤の幕末に於ける政治論として擧げられるのは、聯邦思想の問題と大名同盟論に對する反駁である。聯邦思想の問題については冒頭に於て論じた通りであるが、茲では大名同盟論に就いて検討を加え、幕末既に福澤の心中深く根ざしていた政治思想がいかなるものであつたかに就いて論することにする。福澤の大名同盟論に對する反駁に觸れた諸書は、「福翁自傳」の獨逸聯邦に關する一節と他は福澤書翰一通をもつて論を進めているが、茲では從來未發表の史料二種——「福澤建白書」と「福澤幕末新聞譯稿」——と福澤の所論と關聯する他の幕末史料を涉獵して問題の所在を解明

するであろう。先づ福澤建白書の一節を引用しよう。

殊に近來は新聞紙杯に大名同盟等申説を唱候徒黨有之、右は此迄政府の御處置を満足に不心得、由て唯今の御條約を廢し、諸大名を同盟爲致、日耳曼列國の振合にて新に同盟の諸侯と條約可取結と申趣意にて、英公使パルクス杯も、内實は其説に心酔いたし居候哉の趣、尙又薩州其外諸家よりも御遊學生多人數海外へ罷越居候其者共、何れも大名同盟の説に可有之候に付、長州の者ども彼國におるて自ら依頼いたし候處も有之、右書生輩と申談じ、多方に遊説いたし、又は新聞紙等へ専ら同盟の説を辨論仕候はゞ、一時歐羅巴の人心を傾け、各政府の評議も之が爲め變動いたし間敷とも難申、萬々一右様の義御座候では御家の御浮沈は申迄も無之、全日本國內争亂の基を開き、四分五裂、再び挽回すべからざるの形勢と相成、其禍災の大なるは此度長州一國の叛逆杯と同日の論に有之間敷存候

(建白書)

福澤は「殊に近來は新聞紙杯に大名同盟等申説を唱候徒黨有之」といつてゐるのであるが、大名同盟論を掲載した幕末(此の論は慶應二年)の新聞紙はいま以て之を發見することが出來ないので、福澤の謂う或る「徒黨」の大名同盟なるものは詳かにすることを得ないのである。「右は此迄政府の御處置を満足に不心得、由て唯今の御條約を廢し、諸大名を同盟爲致、日耳曼列國の振合にて新に同盟の諸侯と條約可取結と申趣意にて、英公使パルクス杯も、内實は其説に心酔いたし居候哉の趣」と福澤が特に説明してゐるところから察すれば、福澤建白書の謂う大名同盟論は此の場合は薩州の主張する「單獨通商條約締結の説」を指してゐるものと斷じて誤りがないであろう。薩州が單獨で諸外國と通商條約を締結しようとして先づ佛國公使に交渉した記事が「續再夢記事」に見えている。

佛ミニストルへ薩重役三人一人ハ五代ならん面會致し薩人申候ハ今般鹿兒島に於て新に各國と商法條約取結度就而は宜敷佛へ依頼致度旨申出候處ミニストル答各國へ幕府と條約取結居候事故幕府之管轄を受候國ならば幕府之免許を受商法を開き候哉と問薩人云當時薩州ハ一切幕府へ關係不致薩州一國之存念を以て萬事取行候と申ミニストル云各國は幕府と條約致居事なれハ免許無之てハ商法難取扱と云又云薩州ハ幕府へ敵し候長州へ密々荷擔し兵卒船艦等を指越候證跡歷然たり長州は自救之爲め幕府へ敵し候義不得止事なり薩州ハ幕府より罪する事も無之何故長州を助け候哉と申候處薩人辭なくして退去すと云（續再夢記事）

之れは佛艦が慶應二年六月十七日長崎に入港、同二十二日には英佛公使が長崎で會談したその間に薩州代表が佛國公使に交渉した顛末を記したものである。福澤建白で謂う諸藩單獨條約締結のことは薩佛交渉の行はれたその間の事情を指しているのである。福澤が薩州の單獨通商條約締結論を國內騷亂の基であると懸念しているが、此の問題を外國人側ではどう観ていたか、之を知る興味あるものがある。それは福澤の幕末英字新聞の「譯稿」（未發表）の一部である。左にその一節を引用しよう。

○諸大名同盟して合衆政治を立て之と條約を結ふへとの説は、余輩毫も之を信せず。薩州ニ而公然と師を起して長州を助けなは、他の大名も之に従ふもの多く、之が爲メ大君の方勢を失ふべしと雖とも、斯く同盟したる諸大名志を得て天下の形勢を一變するに至らば、外國人の内ニ此大名等と條約を取結ふべしと思ふ者あるべき哉、數年來聊ニ而も日本の形勢を知れる者は斯る説は述べざるべし。日本の諸大名一人も殘らず盡く此同盟に與するに非ざれば、之と條約を結ふとも其有様遠く今日に及はざるべし。又思ふに、假令ひ諸大名殘らず同盟して之と條約を結ふ

とも、争鬭の門戸閉したるに非らず、尙ほ從來の景況ニ異なることなからべし。西洋諸國の爲メニ謀るニ唯一策あり。即チ條約を取替したる政府と信實ニ交ることなり。固より余輩の日本に渡來せるは、徒に其嘲弄欺詐を受け政府の示したる港のミニ居て満足するの趣意には非らず。故に開港の後、我威力を顯はし、外國人の動かすべからざるの勢を示し、外國人の懇親は價あるものなれば、其價に應して買ふ者に之を賣るべしとの趣意を知らせたり。是等の議論は識者の説を聞かずして余輩の知る所なり。故に大君政府にて條約面の通りニ事を施行すること能はざるもの、其力の及ぶ所は盡したるニ相違なし。大君は存分ニ事を爲さんと欲すれとも、諸侯同盟と云へる虚誕の妄説に妨げられ、之が爲メ舉動意の如くなひだるなり。(福澤諭吉新聞譯稿卷之五)

福澤の此の譯稿は Japan Express の翻譯で、譯稿の但し書には「一百二十三號、千八百六十六年第八月十一日、寅七月一日、横濱開板日本新聞」とある。即ち慶應二年七月一日付の日本新聞の一節である。(註五)

此の日本新聞の説は福澤の大名同盟論の参考となつてゐると思はれる節がある。此の年、慶應二年十一月、幕府の留学生として英國行の船中にあつた福澤英之助(和田慎次郎)に送つた福澤書翰に次ぎのようなものがある。

大名同盟の論は不相替行はれ候様子なり。此義は太郎殿敬輔殿えも内々御話し、兼て小生の持論にて御論破可被成、同盟の説行はれ候はゞ隨分國はフリーにも可相成候得共 This freedom is, I know, the freedom to fight among Japanese. 如何様相考候共・大君のモナルキに無之候ては唯々大名同志のカジリヤイにて、我國の文明開化は進不申、今日の世に出て大名同盟の説を唱候者は、一國の文明開化を妨げ候者にて、即ち世界中の罪人、萬國公法の許される所なり(慶應二年十一月七日付書翰)

太郎殿敬輔殿といふのは、川路太郎、中村敬輔（正直）のことである。此の兩名は當時英國留學生一行の監督であつた。右の新聞譯稿と書翰所記から推して福澤の謂う大名同盟論の内容は「諸大名同盟して合衆政治を立て之と條約を結ぶへしとの説」であつて、「同盟の説行はれ候はゞ隨分國はフリーにも可相成」ものであつたのである。それならば、之は當時にあつては「諸侯盟約」の説と解せられるのである。京師を中心とする諸侯會議の説と同一のものと解して差支えはないからう。維新史研究の諸書に於ては此の説を「大名同盟論」とは云はず、幕末諸藩の會議論の中に抱括して論じてゐるものである。それならば「諸侯盟約」の説の中で、福澤建白書に云う「日耳曼列國の振合」をもつて諸侯を同盟しようとする盟約の説はどの藩の説であろうかといえば、それについては薩州の國論として傳えられる資料がある。福井藩の留学生八木八十八（米々）は恐らく藩主春嶽の命をうけていた人物であろう、長崎に於て外交情報を得て復命した報告書の中で、五代友厚宅に於て天空子（本名不明）なる人物に「日本向後之措置如何御國論承度候」と問い合わせしたその返書があるが、之れは薩藩の意圖を明白に傳えてゐるものである。左に掲げよう。

日本向後之措置如何御國論承度候

日本今日之形勢獨乙列國之例を以て西洋諸國と盟約を結び日本之諸大名を京師ニ會合し政事之得失を議定し 天子に奏聞して六拾餘州に施行すべしと云共和政府を以て國の基本を立 天子に奏聞許可施行致し候は英國之政脉に倣ひ候との趣意なり

先上下兩院に區分し上院は公卿及列侯下院ハ諸侯之臣集議是非を決し候との趣意ニ有之候事
右は薩人より承候大意如此御座候

六月十八日

米々賢契

(續再夢記事)

天空子

右の天空子が八木に送つたところの薩州今後の政治改革案の中で企圖する説は、日付から押して見ると慶應二年六月十八日であるから、長州再征の戦闘の開始されて間もなくのことである。當時既に薩州の意圖は奈邊にあつたかが之れに依つても判る。福澤の指す大名同盟論というのは此の薩州の説として誤はないであろう。又福澤が建白書の中で大名同盟の説に對しては「英公使バルクス抑も内實は其説に心酔いたし居候哉の趣」といつているが、ペークスの説はどうであつたかといふと、之亦た前掲八木八十八の報告書に左の一節がある。

英之ミニストル、ペークス神奈川に於て稅則改正談判之上五月廿七日崎陽へ入港同所ニ而各國コンシユルを集め會議あり佛のコロンシユルハ病を稱して不會此時英のペークス申出候ハ日本政權 天朝幕府相岐し隨而舉國一致に不至遂に浮浪之徒蜂起致し天下の争亂を釀成し就而は大權を 天朝へ屬し幕府ハ一諸侯に降し天下の諸侯京師に會議し共和政事の儀を主張致し度依之先薩州へ赴き國族へ面會曲談判之上幕府長州の間を周施致し和議取計且兵庫開港ハ可成丈ヶ指急き同所に於て天下之諸侯を集め西洋各國と會議致し度旨申出し候事 (續再夢記事)

この長崎に於ける各國公使の會議の行はれた五月二十七日といふのは慶應二年のことである。英國公使のこの説は米國側から日本政府に對する内政干渉なりとする反對論が出て實現しなかつたものである。

前掲の八木八十八に送つた天空子の薩州の國論とする説も、長崎に於ける英公使の主張とするところも共に史料としては風説書に過ぎないが、仲々珍重すべきものである。天空子の傳える説は、一方では諸侯同盟時代の獨逸の政治制度

を倣つて諸藩を盟約せしめ、他方では英國の立憲政治制度を採用せんとするものである。パークスの所説は幕府をして大政を奉還せしめ、諸侯會議を開かしめ、憲法治下の政府を樹立せしめようとするものである。——共和政事といい、共和政府といふものは、今日使用する意味の共和政體を意味するものではない。憲法治下の政治又は政府の意味である——薩州の國論もパークスの説も共に大政を奉還せしめて徳川を一諸侯の列に下だして京師において列藩會議を開こうとする點に於ては同一である。此の兩者の説は幕末會議論中にあつて幕府を崩壊せしめた有力な説と一致するものであつて、之より一年後、土佐の後藤象二郎等に依つて將軍慶喜に提出された大政奉還論と符節を合す興味ある説である。福澤の反論は此の説に向つて爲されたものと見て差支えはないであろう。

以上に依つて福澤の大名同盟論に対する批判の問題の所在を明かにした。福澤は謂所大名同盟論が、有力になるときには「御家（徳川家）の御浮沈は申迄も無之、全日本國內争亂の基を開き、四分五裂、再び挽回すべからざるの形勢と相成、其禍災の大なるは此度長州一國の叛逆挙と同日の論に有之間敷」と云い、又長州再征戰の終了の後には「同盟の説が行はれ候はゞ隨分國はフリーにも可相成候得共（中異）如何様相考候共、大君のモナルキーに無之候ては唯々大名同志のカジリヤイ」になるであろうと云う。此の福澤所説の「御家の浮沈」と云い、「大君（將軍）のモナルキー」と云う彼の用語から押して、彼の説には徳川家維持の考えが強く支配していることは否定できない。それは兎も角として、此の幕府瓦解直前に於て有力な會議論に對して「兼て小生の持論にて御論破可被成」と云う福澤の持論とは何んであつたかと云う疑問に逢著する。福澤資料の中には此の持論を自ら説明しているものはない。しかしながら、前述の幕末會議論を批判するその思想的根據がなければならない。慶應二年當時にあつて彼の心中深く根ざしていた所の政治思想が

なければならぬ。その思想的根據なくして他の政治論を批判し得る筈はないからである。項を改めて彼の思想的基盤に触れるであろう。

註五 福澤が幕末の英字新聞を翻譯して各藩江戸留守居役に提供して、福澤塾塾生の學費の一部にその翻譯料を充てゝ居たということは「福澤諭吉傳」（石河幹明著）にも記されて居り、その譯稿の一部が福澤家に保存されていたことも亦、先年來知られて居たが、その譯稿は本年一月福澤家より慶應義塾に寄贈された。

福澤新聞譯稿は、表紙に「新聞譯」^一といふ風に記され、第一、第二、第三、第五の四冊で、第四冊分は缺けて居る。原本は横濱開板 Japan Express で、最初は「日本形勢新聞」後には「日本新聞」と譯され、各號毎に新聞出版の日付が附してあるものである。現在保存されている譯稿はジャパンエキスプレス百八十九號からで、第五冊の最後は二百四十號で終つている。

(ロ) 建白書附屬文書「西洋事情稿本」

福澤諭吉が文久二年「洋行船中の談話」（福翁自傳）の中で日本今後の政治體制として、諸大名を集めて獨逸同盟のような形式をとつて諸侯盟約をなし諸侯會議をもつて政治を行うようにしてはどうかと云う意味のことを同行者に語つて賛意を得たということは冒頭に述べた。しかるに慶應年間に至つて主として薩州を中心とする政治體制論として一方に於ては獨逸同盟の例をとつて諸侯を盟約せしめ、他方に於ては英國議會制度に例をとつて、憲法治下の政府をたて、上下兩院を設けて國事を議する體制を布く政治論が有力に出たとき、福澤は之を大名同盟の説として痛烈に駁論している。文久二年に於て福澤は獨逸同盟の如き政治體制を主張し、慶應二年に至つては同じく獨逸同盟の如き體制を否定する。福澤の説は一見矛盾するが如くであるけれども、之れは次のように解すべきである。

第一には同盟の主體或は指導的地位に立つ大名の問題である。福澤が最初求めた諸藩會盟の主體は徳川幕府である。幕府が主體となつて各藩の代表者を集めて國事を議するもので、徳川幕府の維持策として考えたものである。しかるに薩摩の大名同盟の主體は薩摩藩である。薩摩が諸藩の指導的地位に立つて天子を擁して天下に號令せんとするものである。——之れが傍證となるべき資料は日本側にも外國人側にも多數散見する——故に此の同盟論の主體が兩者異なるから、幕臣福澤は薩摩の同盟論を反駁する理由がある。建白書で福澤が大名同盟論が勢力を得、歐來各國が之を是認するならば、徳川家（福澤は御家と謂う）にとつては重大な結果を生ずるであろうから、今にしてその「豫防」の策を講じなければならぬと云う所以は茲にある。

第二に福澤が薩摩の大名同盟論を反駁する理由は、當時既に福澤の抱懷する政治思想からする批判である。文久二年十二月（一八六一年）彼は遣歐使節と共に歸朝した。彼は歐州見聞の結果をまとめながら、諸書を読み三年の後、慶應元年八月（一八六五年）——此の日付のことは後に述べる——から西洋事情の執筆に掛り、先づ稿本を作り、その翌年慶應二年（一八六六年）六月下旬には決定稿を脱稿してその年の秋に「西洋事情」（初篇）を公刊した。此の慶應二年の年に於ては福澤の政治理想の根幹は既に形成されて居たと断定して誤りなかろうと信ずるものがある。即ち「文明の政治理といへる者」の政治理想（西洋事情稿本及仮本）が彼の心中に深く根を下ろして居り、「英政に對する讚美」の議論をして居るところから（西洋事情初篇）彼の政治理想として英國議會思想が形ちずくられて居たと見られる。此の政治理想若しくは英國議會思想からすれば、彼は大名同盟論をどうしても是認する譯には行かなかつたのであろう。大名同盟論に就いては「如何様相考候共、大君のモナルキに無之候ては唯々大名同志のカジリヤイにて、我國の文明開化は進不申、今

日の世に出て大名同盟の説を唱候者は、一國の文明開化を妨げ候者にて、即ち世界中の罪人、萬國公法の許さざる所なり」（慶應二年十一月七日付福澤英之助宛書翰）ということになるであろう。大名同盟論は諸侯封土の基礎の上に立つもので、謂はゞ封建制度の是認の説である。福澤は建白書の中で、長州再征を機會に徳川に對する敵對分子を若しも絶滅することが出來たならば、それ以後はどうするかといふと次の如く云う。

外國の兵を以て防長御取潰相成、其上にて異論申立候大名に只々直々其方之御旗爲指向、此御一舉にて全日本國封建の御制度を御一變被遊候程の御威光相顯候様無御座候ては不相叶義に奉存候（建白書）

福澤は徳川幕府の手に依つて、封建制度を「新せしめよう」と主張する。封建制度一新（當然郡縣制度の確立）に於て大名同盟論（封建制度是認）を思想的に否定することになるであろう。以上をもつて福澤が文久二年に於ては獨逸同盟の如き政治制度を漠然と吾國に移そうとし、慶應二年獨逸同盟に範をとつた政治制度を實行に移そうとする政治的に有力な説が出づるに及んでは、之に對し否定的立場をとるに至つた經過を理解することが出来るであろう。

右の如く、福澤は當時の大名同盟論——薩摩の政治制度改革の方式であつて、同時に又土佐藩の會議論、即ち後藤象二郎等の大政奉還上書の會議論と相通する説——に對し批判したその思想的根據は、「西洋事情」稿本及版本に於いて彼が述べているところの「文明の政治といへる者」の政治原則と、英國議會制度に對する讚美の部分であると斷定した。從つて次ぎに福澤の「西洋事情」稿本及版本に就いて觸れなければならない。

「西洋事情」初篇の版本（三冊）の公刊に就いては著者は「本編の翻譯は今茲三月より公務の暇、業を起し六月下旬に至り初編初稿を脱せり」云々と慶應二年丙寅七月の日付で序文を記している。即ち此の著の脱稿は慶應二年の六月

下旬で、上梓刊行されたのはその年の秋の頃であつた。しかるに慶應元年、外國奉行柴田日向守が特命辦理官として英佛に赴くのに従つて渡歐、約十ヶ月にして歸朝した岡田攝——熊本の人、大阪緒方塾及び福澤塾に學んだ人——の著「航西小記」慶應二年二月付の序文中に「余が師福澤子園先生往年再度西洋諸國を遍歴し見て之を記し問ふて之を錄し稿已に成つて西洋事情と題言す」云々とある。「航西小記」の序文に據れば、「西洋事情」版本以前に「西洋事情」稿本があつたことになる。又前にも記した通り、尾佐竹博士所藏の福澤建白書（長州再征に關するもの）寫本の末尾には「昨八月より書き綴つた西洋事情という小冊子」とある。しからば「昨八月」即ち慶應元年八月より稿を起し、慶應二年二月以前に脱稿していた「西洋事情」稿本が既に出來上つて居つたことになる。その稿本とは何であるかと
いうと、先年來、慶應義塾圖書館で所藏しいた「西洋事情」一冊の寫本があるが、此の寫本の原本がそれであつたろうと察せられるのである。慶應義塾圖書館所藏の寫本は「中津藩福澤諭吉手録 西洋事情 完」と題したものである。此の寫本は元備中國後月郡井原町故荻田雲崖という當時有數の版下書きの舊藏であつたものを同町山中熊藏が譲り受け、山中光五郎氏の紹介で大正六年同館が購入したものであつた（故田中一貞氏所記）。恐らく數人の手に轉寫されたものと思はれて寫本としては不備の點が多いように思はれる。福澤が「長州再征に關する建白書」に添附した「西洋事情」は此の稿本と同様のものと斷定して誤りはないであろう。

前には「中津藩福澤諭吉手録 西洋事情 完」の寫本のことを「西洋事情」稿本と呼んで來た。以下「西洋事情」版本に對して單に稿本と記す。此の稿本を版本と比較するならば次の如くである。稿本の冒頭に於ては「歐羅巴ニテ文明ノ政治ト云ヘル者ハ左ノ六ヶ條ヲ兼備ス」と題して簡単に六ヶ條の特質を列記し、次ぎに「政治ニ四様アリ」として「モ

ナルキ」「レビュブリーキ」「アリトスクラン」「アウトクラシ」を擧げ、英國の政治制度を紹介し、上院、下院の議事手續より主として英國の法律、教育、社會施設、學術獎勵、收稅法、郵政等を署記し、歐洲各國の社會施設を項目別に説明したもので、それを版本と對照すると、版本卷之三の全體の署記であり、英國の政治制度の紹介の部分は版本卷之三の英國政治の部分の署記梗概という程度になる。換言すれば、稿本では政治制度の紹介は「西洋事情」版本卷之三の備考政治と、同卷之三の英國政治の部分の署記となる。謂はゞ稿本の政治制度の紹介は、主として英政の紹介となるのである。

稿本に於ける政治に關する主要部分は、一文明の政治に關する原則、二政體の區別、三英國政治制度の紹介の三部となるが、之れを「西洋事情」版本の未定稿或は下書きの程度として仕舞えばその説明も成り立つのであるけれども、英政紹介の未定稿、下書き以上の史料的價値を認めざるを得ないと思はれる。それは何故であるかといえは、此の稿本の示す内容は建白書に添附された政治改革に關する具體的意見と解せられるからである。福澤は建白書に於て徳川の手に依つて「全日本國封建の御制度を御一變」すべきことを提言した。そして封建制度一變後の政治制度として、福澤は建白書附屬文書たる稿本に述べる文明の政治といへる原則に據つた英國議會制度を以てしたことは明かである。しかば此の福澤の政治制度の改革意見は、幕臣の地位にある者の幕府側の會議論の一とすべきである。之が稿本に對して版本の單なる未定稿或は下書き以上の史料的價値を與えんとする所以である。左に稿本に述べられている政體の區別と英政の紹介の一部分を引用しよう

○政治ニ四様アリ

第一

「モナルキ」君ヲ建テ律ヲ定メ政府ノ命ヲ以テ號令スルヲ謂

第二

「レビュブリーク」門地貴賤ヲ論セス人望ノ屬スル者ヲ立テ主長ト爲スヲ謂フ即所謂合衆政治ナリ

第三

「アリストクラシ」國內尊貴ノ人相集テ政治ヲ爲スヲ謂

第四

「アウトクラシ」主君獨裁ノ義ニテ只國君一人之意ニ隨テ號令スルヲイフ

○

英之國政ハ前所謂政治四様之内第一第一二第三ヲ兼用スルモノニ血統ノ國王ヲ立テ宰相ブロイム
ミニストル以下老臣數員ヲ任シ主命ヲ奉シテ更ヲ行フ則「モナルキ」ナリ右ノ如ク政府ニテ宰相老臣更ヲ議ストイヘトモ直ニ是ヲ施行スルヲ得ス必是ヲ議更院ニ下シテ可否ヲ謀ル此議事院ヲ「ハーリメント」ト名ク議事院之内上下二院ニ分ケ上院ハハウス
ラフヒ之議更官大抵五百員長官ヲ「カンセロル」ト謂フ以下候伯「ノーブル」有功ノ臣「ノーブル」ノ爵ヲ賜ル
時子孫其尊稱ヲ繼ケ但シ世祿ナシ僧官ラフヒ
キハ僧官是ニ集ル等皆高貴ノ人而已相集テ國更ヲ議ス即「アリストクラシ」ナリ下院ハハウス、ラフ、ノ議事官ハ六百五十員長官ヲ「スピーカル」ト謂マ、皆國內人望ノ屬スル者ヲ撰舉シ國民ニ代リテ政更ヲ議スル者ナリ即「レビュブリーク」ナリ但シ下院ノ議更官ヲ撰舉スルニハ何人ヲ論セス只人望ノ屬スル處ヲ主トスト雖貧人ハ此撰舉ニ當ル事ヲ許サス一歲ノ家稅十「pond」英國貨幣ノ名一「ポン」以上ヲ出ス者ヲ限リトス撰舉ノ法下院ノ議事官ニ缺員有ル

時ハ政府ヨリ吏人ヲヤリ國內ノ諸部ニ行テ其人ヲ撰ヒ衆人ヲ集メ某人々ヲ以テ下院ノ議事官トセントス衆議イカント間其間毎ニ衆人手ヲ舉テ是レニ對エ其撰舉ニ同意セル事ヲ示ス此ノ如ク數人ノ名ヲ唱ヒ衆人此レニ對ヘ手ヲ舉ル事最多キ者ヲ取ルナリ上院ノ議事官ハ皆政府ノ意ヲ以テ命ス但シ議事官ハ兩院共都テ捧祿ナシ只上院ノ「カンゼロル」下院ノ「スペークル」ニハ政府ヨリ祿ヲ與フ

右之如ク第一政府第二上院第三下院三局鼎立シテ國政ヲ議シ一夏一物必此三局ノ議ヲ經ザル夏ヲ得ス又三局ノ内ニテ職掌ニ區別アリ一ヲ「リヘテル」トイフ古法ヲ變革シテ時宜ニ從フ夏ヲ主トス一ヲ「インデペンドン」トイフ古法ヲ保導シテ國內ヲ失ハサルヲ主トス一ヲ「コンセルワチーウ」トイフ撰舉スルニモ國內ノ部落ニテ古法ヲ以便利トスル處ハ「コンセルワチーウ」ノ人ヲ舉ルコト多古法ヲ變革センコトヲ欲スル處ハ「リペラル」ノ人ヲ舉ル多シ○三局鼎立スルトイエトモ各局ノ權自ラ輕重アリ都テ政府ニ夏アレハ宰相以下諸老臣議事院ニ行キ上下院吏官ノ内或ハ甲ニセント欲スル者アリ或ハ乙ニセント欲スル者アリ兩議決セサレハ時刻ヲ限リ甲議ニ隨フ者ハ右座ニ就キ乙議ニ隨フ者ハ左ノ座ニ就シメ左右ノ人員ヲ計テ一員ニテモ同議ノ人多キ方ニ決ス然レトモ時トシテハ同議ノ人少トイヘトモ事議理ニ戾ラサレハ政府ノ意ヲ目テ是ヲ施行スルヲ得此政府之時權也○上院ノ議事官ハ固ヨリ政府ヨリ下セル評議ヲ建議シ且國政ニ便利ノ事アレハ是ヲ建議シ不正アレハ是ヲ批論シ或ハ宰相諸老臣トイヘトモ曲衷アレハ是ヲ論シテ廢黜スルノ權アリ○下院ノ議事官モ國政ヲ參議シ便宜ヲ建議シ不正ヲ訛論シ宰相諸老ヲ黜渉スル權アルコト上院ニ異ナラストイヘトモ只國民ノ便不便ニ關係スル事件ノミ建議スヘクシテ他件ハ政府ヨリ議ノ下ルヲ待テ是ヲ參議スルノミ○三局ノ人ヲ默渉スルハ各局ノ同議ニ隨フテ行ベ

シ只國王ハ罪アリトイヘトモ三局ノ議ヲ以テ罰スルコトヲ得ス國王罪アルトキハ三局建議シテ宰相ヲ罰スベシ故ニ宰相罪アルトキハ上下院ヨリ議ヲ建テ之ヲ廢スベシ然トモ宰相の罪ハ以下諸老臣モ預リ知ルベキ理ナルガ故ニ宰相ヲ廢スレハ同時ニ諸老臣ヲモ黜ク故ニ諸老臣者常ニ宰相ノ所爲ヲ監察シテ是ヲ輔佐ス○議夏院ハ歐羅巴ニテ魯西亞ヲ除ク外各國皆是アリ(以下略)

ハ「西洋事情」版本に於ける議會思想

「西洋事情」版本に就いて全體を説明することは本稿の任務ではない。特に「西洋事情」(初篇)に於ける彼の政治思想と呼ばるべき部分を摘記すれば充分である。前項に於て述べた福澤の「西洋事情」稿本では文明の政治の原則の箇所は轉寫が如何にも不充分であるので、版本卷之一から左に引用するであろう。

歐羅巴政學家の説に、凡そ文明の政治と稱するものには六ヶ條の要訣ありと云々。即ち左の如し。

第一條 自主任意 國法寬にして人を束縛せず、人々自から其所好を爲し、士を好むものは士となり、農を好むものは農となり、士農工商の間に少しも區別を立てず、固より門閥を論することなく、朝廷の位を以て人を輕蔑せず、上下貴賤各々其所を得て毫も他人の自由を妨げずして、天稟の才力を伸べしむるを趣旨とする。但し貴賤の別は公務に當て朝廷の位を尊ぶのみ。其他は四民の別なく字を知り理を辨じ、心を勞するものを君子として之を重んじ、文字を知らずして力役するものを小人とするのみ。
〔本文自主主任意自由の字は我儘放盪にて國法をも恐れずとの義にあらず、總て其國に居り人と交て氣兼ね遠慮なく自力文け存分のことをならすべしとの趣意なり。英語に之を「フリードム」又は「リベルチ」と云ふ。未だ的當の譯字あらず。〕

第二條 信教 人々の歸依する宗旨を奉じて政府より其妨をなさざるを云ふ。古來宗旨の爭論よりして人心を動搖し國を滅し人命を害するの例歟からず。英國にてもハノオーフル家の世に至りてより以來は専ら「プロテスチント」の宗旨を奉じ、一時は國內に令を下して他宗を禁じたれども、アーランド阿爾蘭人の如きは古來天主教を信じて政府の命に服せず、由て又法を改め、宗門は人々の意に任すべしと定めたり。然れども政府は固より「プロテスチント」を奉ぜしめんとする意なるが故に、或は大に其寺院を建立し、或は他宗の教師を擯斥ひんせきして、「プロテスチント」の教師に大祿を與ふる等のことありて、動もすれば人心に戻り、又近來は一法を立て、國政に關る大臣は「プロテスチント」宗の人に非ざれば才德ある者と雖ども擢用することなし。右等の故を以て天主教に歸依する者は家を擧て他國へ移住すと云ふ。即ち政府にて信教の趣意を失する一例なり。

第三條 技術文學を勵まして新發明の路を開くこと。

第四條 學校を建て人才を教育すること。

第五條 保任安穩 政治一定して變革せず、號令必ず信にして欺偽なく、人々國法を賴み安じて産業を營むを云ふ。譬へば、或は國債を償はず、或は通用金の位を卑くし、或は商人會社の法を破り、或は爲替問屋の分散する等、皆其政治に保任の趣意を失ふものなり。現今佛蘭西帝所有の金を英國の爲替問屋へ預けしと云ふも、其制度の固くして賴むべき所あるの一證なり。

第六條 人民飢寒の患なからしむること、即ち病院、貧院等を設て貧民を救ふを云ふ。

(註) 右版本の原文は本文は片假名であるが、茲では版本を参照して福澤全集所収に操り句讀點を施した。

右の第一は國民平等の原則、第二は信教の自由、第三は學術研究の獎勵、第四は教育制度の確立、第五は法治國家と信
用の原則、第六は社會厚生施設の確立であつて、此の六ヶ條の原則を福澤は稿本の冒頭に置き、此の原則の抱含される
政治制度として彼は英國政治制度を擇んだと推定すべき理由がある。そのことは「西洋事情」版本に歐米各國の政治制
度を紹介しながら、獨り英政だけを讚美している點からも推論出来るのである。それは「西洋事情」初篇卷之三の英國
の部に於て政治の項目を置いて英政を紹介したその末尾のところに特に英政に對する批評を行つてゐるのでも判るので
ある。その英政讚美の部分は次ぎの如くである。

○右の如く、律を定め國內治亂の責に任ずるものは國王に非らずして事務宰相なり。故に宰相たるもの議事院及び
國民の信を失へば、事柄の是非を論ぜずして其宰相の職を免じ、他人、之に代て其職に任じ、國の爭端をも開くべ
き難事を平和して痕跡を残すことなし。故に其政治の景況恰も精巧なる器械の如く、一體の内自から調和の妙機あ
り。若し外より強暴を以て之を壓する歟、或は内より互に不和を生じて離散する等のことなくば、此政治は天地と
共に永久すべし。(福澤全集所收)

以上述べた文明の政治の原則、英政に對する讚美が福澤の幕末に於ける政治思想の基盤を爲すものと斷定するのであ
るが、再び福澤英之助宛書翰に戻つて言及すると、「今日の世に出て大名同盟の説を唱候者は、一國の文明開化を妨げ
候者にて、即ち世界中の罪人、萬國公法の許さざる所なり」と彼は考えざるを得なかつたと思うのである。茲で謂う
「萬國公法」というのは、福澤以外にもよく使はれる成語であるが、國際法の意味ではない。松平春嶽が好んで使用し
た「世界の大義」などと同一様の意味で、世界に於ける慣例上という程度のことと解すべきである。福澤諭吉の政治改

の説は英國流の立憲君主制度であつたことは斷定し得るのであるが、その場合注目すべきことは君主は天子ではなく謂はゞ「大君（將軍）のモナルキ」（福澤英之助宛書翰）を意味することである。前にも述べた如く、天子の地位をローマ法皇の地位と同様に彼れは見做した。従つて帝室は政治社外にあるものとする。斯ような福澤の立場からすれば、王政復古、天皇親政、諸侯封土を是認する列藩會議の王制維新當初の政治形態は彼の肯定し得ないものであつたと謂うべきである。福澤の意圖すると否とに拘らず、戰應三年秋より同四年の春にかけて政情は急激に移行した。政治の實權は徳川を離れて一二三雄藩の手に落ちた。福澤は深く躊躇して文事を事とし、洋學を講じて文運の命脈を維持しようとしたのである。此の間の福澤の心事をよく表明したものは「中元祝酒之記」である。左にその一部を引用して此の項を終る。

春來國事多端遂に干戈を動かすに至り、帷幄の士は内に焦慮し、干役の兵は外に曝骨し、人情惄々延て今日に至る。於是世の士君子或は筆を投て戎軒を事とするあり、或は農を廢して兵たる者あり、商を轉じて士たる者あり、士を去て商を營む者あり、事緒紛紜、物論喋々亦、文事を顧るに遑あらず。嗚呼是革命の世に遁る可らざるの事變なる可きのみ。此際に當て獨我義塾同社の士固く舊物を守て志業を變ぜず、其好む所の書を読み、其尊ぶ所の道を修め、日夜茲に講究し、起居常時に異なることなし。以て悠然世と相居て遠近内外の新聞の如きもこれを聞くを好まず、唯自ら信じ自ら樂み、其道を達するに汲々たれば、人亦これに告るに新聞を以てする者少く、世間の情態亦何様たるを知らず、社中自ら此塾を評して天下の一桃源と稱し、其景況全く世と相反するに似たり。（慶應四年七月）

（此の章未完）